

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社デントスと称し、英文ではDENTAS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 歯科医療材料の研究開発
2. 歯科技工補修物材料の研究開発
3. 歯科医療機械器具の製造、販売及び仲介
4. 歯科医療材料の輸出入
5. 歯科医療の補綴物、充填物、又は矯正装置の製造、販売、修理
6. 医療用具の研究開発
7. 医療用具の製造及び販売
8. 医療用具の輸出入
9. 歯科医院業務に関する情報の収集、蓄積、開発による情報提供サービス事業
10. 経営コンサルタント業
11. 企業の買収、合併、業務提携、事業譲渡の調査、企画、及びコンサルティング
12. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
13. 有料職業紹介業
14. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を徳島県徳島市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は882,800株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第7条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿並びにそれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式の併合、分割、又は募集株式の割当て)

第9条 当社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

## 第3章 A種優先株式

(A種優先株主総会の決議事項)

第10条 A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）は、A種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。
  - (i) 定款の変更
  - (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行

- (iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受
- (iv) 資本減少又は解散
- (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認
- (vi) 自己株式の取得
- (vii) 役員を選任及び解任
- (viii) 役員報酬等に係る議案の承認
- (ix) A種優先株式と同一の権利又はA種優先株式に優先する権利をA種優先株式以外の株式に与えること

(優先配当)

第11条 当社は毎事業年度末日現在のA種優先株主またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）、およびC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次のとおり剰余金（以下「優先配当」と総称し、個別に「各優先配当」という。）をいずれも同一の順位で配当する。

- (i) A種優先株式に対しては、1株あたり年10,000円
- (ii) B種優先株式に対しては、1株当たり年10,000円
- (iii) C種優先株式に対しては、1株当たり年10,000円

2. ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 3 優先配当に加え、更に配当を行う場合には、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者、およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、同順位にて配当する。この場合、優先配当に加え普通株式1株につき支払う配当にその時点における普通株式の交付比率を乗じた額の配当金を支払う。

(残余財産の分配)

- 第12条 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式払込金に相当する金額（但し、A種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。
2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、A種優先株主に対しては前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。

(取得請求権)

- 第13条 A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「A種優先株式請求価額」という）は、A種優先株式1株につき金200,000円とする。
3. 株式分割を行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{A種優先株式調整後請求価額} = \\ & \text{A種優先株式調整前請求価額} \quad \times \quad \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}} \end{aligned}$$

4. 株式併合を行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{A種優先株式調整後請求価額} = \\ & \text{A種優先株式調整前請求価額} \quad \times \quad \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}} \end{aligned}$$

5. 株式の無償割当てを行うときは、次式によってA種優先株式請求価額を調整する。

$$\text{A種優先株式調整後請求価額} = \text{A種優先株式調整前請求価額} \times \frac{\text{株式無償割当て前発行済株式数}}{\text{株式無償割当て後発行済株式数}}$$

6. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。なお、調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のA種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）以降これを適用する。
8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のA種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のA種優先株式請求価額とする。調整後のA種優先株式請求価額は、新株予約権の割当日以降これを適用する。
9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のA種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてA種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってA種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。  
但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。
  - (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。  
但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
10. A種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、A種優先株主が取得請求権の行使のために提出したA種優先株式の発行価額（但し、A種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。）の総額を、A種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
11. A種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（取得条項）

- 第14条 当社は、A種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、A種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。
- (i) A種優先株式数の過半数を有するA種優先株主の書面による請求があったとき。
  - (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。
2. 前項の場合、A種優先株式の取得と引き換えにA種優先株主に対して交付べき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。

## 第4章 B種優先株式

（B種優先株主総会の決議事項）

- 第15条 B種優先株主は、B種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。
- (i) 定款の変更
  - (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行
  - (iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部

の譲渡又は事業の譲受

- (iv) 資本減少又は解散
- (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認
- (vi) 自己株式の取得
- (vii) 役員を選任及び解任
- (viii) 役員報酬等に係る議案の承認
- (ix) B種優先株式と同一の権利又はB種優先株式に優先する権利をB種優先株式以外の株式に与えること

(優先配当)

第16条 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する優先配当を行うときは、第11条を準用する。

(残余財産の分配)

- 第17条 当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する分配が完了した後にさらに分配可能な残余財産がある場合は、普通株主または普通登録株式質権者、およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式払込金に相当する金額（但し、B種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。
2. 前項による分配および第17条第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、B種優先株主に対しては前項の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。

(取得請求権)

- 第18条 B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社がB種優先株式を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「B種優先株式請求価額」という）は、B種優先株式1株につき金250,000円とする。
3. 株式分割を行うときは、第13条第3項を準用する。
4. 株式併合を行うときは、第13条第4項を準用する。
5. 株式の無償割当てを行うときは、第13条第5項の式を準用する。

6. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のB種優先株式請求価額とする。なお、調整後のB種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のB種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後のB種優先株式請求価額は、払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)以降これを適用する。
8. 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。）が調整前のB種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のB種優先株式請求価額とする。調整後のB種優先株式は、新株予約権の割当日以降これを適用する。
9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のB種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてB種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。
  - (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってB種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
  - (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。
  - (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
10. B種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、B種優先株主が取得請求権の行使のために提出したB種優先株式の発行価額（但し、B種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又は

これに類する事由があった場合には適切に調整される。)の総額を、B種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 1. B種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(取得条項)

- 第19条 当社は、B種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じた場合には、取締役会で定める日をもって、B種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。
- (i) B種優先株式数の過半数を有するB種優先株主の書面による請求があったとき。
  - (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。
2. 前項の場合、B種優先株式の取得と引き換えにB種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。

## 第5章 C種優先株式

(C種優先株主総会の決議事項)

- 第20条 C種優先株主は、C種優先株主が決議すべき当社の株主総会において、その保有するC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
2. 以下の各号に定める行為を行う場合には、あらかじめ種類株主総会における議決権の過半数の同意を得ることを要する。
    - (i) 定款の変更
    - (ii) 新株、新株予約権、新株予約権付社債及び社債の発行
    - (iii) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の譲受
    - (iv) 資本減少又は解散
    - (v) 各事業年度における剰余金の配当に係る議案の承認
    - (vi) 自己株式の取得
    - (vii) 役員を選任及び解任
    - (viii) 役員報酬等に係る議案の承認
    - (ix) C種優先株式と同一の権利又はC種優先株式に優先する権利をC種優先

## 株式以外の株式に与えること

### (優先配当)

第21条 C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対する優先配当を行うときは、第11条を準用する。

### (残余財産の分配)

第22条 当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者、およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式払込金に相当する金額（但し、C種優先株式につき、株式併合、株式分割、株式無償割当て、またはこれに類する事由があったときは、適切に調整される。）を支払う。

2. 前項による分配、第22条第1項による分配、および第17条第1項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主、A種優先株主、B種優先株主、およびC種優先株主に対し同順位にて分配する。この場合、C種優先株主に対しては前項の分配額に加え、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。

### (取得請求権)

第23条 C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求しうべき期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。

2. 前項において交付する普通株式の当初の価額（以下、「C種優先株式請求価額」という）は、C種優先株式1株につき金250,000円とする。
3. 株式分割を行うときは、第13条第3項を準用する。
4. 株式併合を行うときは、第13条第4項を準用する。
5. 株式の無償割当てを行うときは、第13条第5項の式を準用する。
6. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合、かかる発行又は処分における1株当たりの普通株式払込金額又は処分価額をもって調整後のC種優先株式請求価額とする。なお、調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日もしくは出資の履行をした日以降、又は株主割当日がある場合は、その日以降これを適用する。
7. 調整前のC種優先株式請求価額を下回る価額をもって当社が取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（但し、払込期日がない場合は発行日）

に、当該株式の普通株式交付請求価額をもって調整後のC種優先株式請求価額とする。調整後のC種優先株式請求価額は、払込期日(但し、払込期日がない場合は発行日)以降これを適用する。

8. 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額(会社法第236条第1項第3号及び会社法第238条第1項第3号の金額の合計。以下同じ。)が調整前のC種優先株式請求価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる交付される普通株式1株あたりの払込金額を、調整後のC種優先株式請求価額とする。調整後のC種優先株式は、新株予約権の割当日以降これを適用する。
9. 上記各項に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後のC種優先株式請求価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、上記各項に準じてC種優先株式請求価額の調整を適切に行うものとする。
  - (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のためにC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数(但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生じさせる事由の発生によってC種優先株式請求価額の調整を必要とするとき。
  - (iii) 第7項に定める株式の取得請求可能期間が終了したとき。但し、当該株式全てが取得請求された場合を除く。
  - (iv) 第8項に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
10. C種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式の株式数は、C種優先株主が取得請求権の行使のために提出したC種優先株式の発行価額(但し、C種優先株式につき株式分割、株式併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には適切に調整される。)の総額を、C種優先株式請求価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
11. C種優先株式請求価額の調整に際して計算が必要な場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(取得条項)

第24条 当社は、C種優先株式の最初の発行の日以降、次のいずれかの事由が生じ

た場合には、取締役会で定める日をもって、C種優先株式の全部を一斉取得することが出来る。

- (i) C種優先株式数の過半数を有するC種優先株主の書面による請求があったとき。
- (ii) 取締役会が、証券取引所に普通株式を上場するために、その申請を行うことを決議したとき。

- 2. 前項の場合、C種優先株式の取得と引き換えにC種優先株主に対して交付すべき普通株式数は、前条第10項に準じて計算されるものとする。

## 第6章 株主総会

(総会の招集)

第25条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第26条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第27条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第28条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第29条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって

行う。

(議決権の代理行使)

第30条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第31条 第25条乃至第29条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

(議事録)

第32条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第7章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第32条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第33条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第34条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第35条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第36条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第37条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急必要のあるときは、この期間を更に短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第38条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第39条 当社は、取締役(当該決議に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第40条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役および役付取締役)

第41条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、副社長1名および専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第42条 取締役の報酬、賞与其他職執行の対価として当会社から受ける財産上の益

(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

## 第8章 監査役

(監査役の設置)

第44条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第45条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第46条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第47条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第48条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第49条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

## 第9章 計 算

(事業年度)

- 第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

- 第51条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。
2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(期末配当金の除斥期間)

- 第52条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金には利息をつけない。

附則

- 第1条 第5条の変更および第6条の新設ならびにそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成27年8月1日とする。
- なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

平成21年3月26日一部改訂

平成21年11月26日一部改訂

平成22年6月15日一部改訂

平成26年6月30日一部改訂

平成27年6月25日一部改訂

平成27年7月13日一部改訂

上記は当社の現行定款に相違ありません。

平成27年7月13日

徳島県徳島市問屋町48番地

株式会社 デンタス

代表取締役 島 文 男